

平成21年2月24日

小松市長 西村 徹 様

小松市中心市街地活性化協議会
会長 伊藤 貞之

小松市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき小松市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書を提出致します。

小松市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

小松市の中心市街地は、これまで商業を始め、行政・居住・文化等の中心であり、長い歴史の中で培ってきた地域の文化・伝統の伝承等「まちの顔」、また、「地域交流拠点」として重要な役割を担ってきました。

しかし近年、大型商業施設の進出や公共公益施設の郊外立地などにより、中心市街地としての都市機能・求心力は低下してきております。

このような中、小松市は「小松市中心市街地活性化基本計画」（案）（以下、「基本計画」（案）という）を策定し、官民一体となって中心市街地の活性化に取り組む決意を強く宣言したものと認識しており、本協議会も今回の「基本計画」実施による中心市街地再生へ向けた取り組みがラストチャンスと捉え、果たすべき役割の重さを強く感じているところであります。

小松商工会議所と株式会社こまつ賑わいセンターを中心に、市民団体、企業、商業者団体、関係自治体の代表等で組織する小松市中心市街地活性化協議会（以下、「協議会」という）は、この基本計画(案)について検討協議すること等を目的として、平成19年7月23日に設立し、また、協議会の下部組織である実務者による幹事会を設置し、これまで協議を重ねて参りました。

これらの協議検討の経緯を踏まえ、基本計画(案)に掲げる事項について、以下の通り意見を提出いたします。

1. 協議会の意見

(1) 基本的な方針等計画全般について

基本計画(案)は、(1)「南加賀地域の商業・業務機能の中心となるための拠点」機能の整備、(2)「市民生活拠点の再生」、(3)「歴史文化資源を保全」を基本理念に掲げ“こまつ最良”が集うまちをキャッチフレーズに、中心市街地活性化の目標を①「交流機会の創出」、②「まちなか居住の促進」、③「生活支援機能の充実」とし、生活支援機能充実の目標指標を中心市街地エリアの商店街の「年間販売額」として設定しております。しかし、昨年秋以降、更に厳しい経済環境下にあり、今後の経済情勢により各数値目標の達成にも大きな影響が予想されるが、いずれも中心市街地活性化・賑わい再生を図る上から大切な方針であり、進捗状況の確認や見直し、促進等改善措置を講ずることとしており、この目標に基づく各種ハード・ソフト両面の事業を官民一体となって、今後概ね5年間の計画期間内に集中的に取り組むことにより、効果出現が期待できるものと思われま

す。これらのことから、協議会においては、基本計画(案)に位置づける事業を円滑かつ着実に実施することにより、何としても中心市街地活性化を図っていかねなければならないことから、概ね妥当であるとの結論に至りました。

なお、基本計画(案)の推進にあたっては、次の事項について十分配慮し、支援頂くことを強く望むものであります。

(2) 配慮を望む事項

I. 中心市街地活性化の推進体制並びに長期ビジョンの策定について

基本計画(案)の目標達成へ向け掲載事項を確実に実施するため、本計画(案)の取り組みは概ね5年の計画期間の事業にとどまるが、中心市街地活性化による南加賀地域の中核都市としての機能強化と活力向上を図るためには、5年以降も継続した新たな事業を検討する等持続的なまちづくりへの取り組みが必要であります。

そのため、小松市におかれましては、5年を超える長期的な中心市街地のまちづくりビジョンを策定されること、将来のまちづくりに庁内連携体制を整備し、継続的かつ専門家の配置・育成等責任部署の継続・充実に強く望むものであります。

II. 都市機能の集積促進について

- ① 中心市街地は都市機能が集積する「まちの顔」であり、広域行政拠点のまちづくり並びに賑わい創出と経済活力の向上を図り、かつ、市民の生活利便性向上を図るためにも、(ア)住民票や印鑑証明書等の発給、(イ)パスポートや免許証の発給・更新、(ウ)商工業者の相談窓口等、サービス一元化窓口のまちなか設置。
- ② 高齢化社会の進展に伴い医療・介護福祉施設や第3の人生へ向けて高齢者の研修・学習ができる介護付き住宅や福祉施設等のまちなかでの設置。
- ③ 放送大学の開設等老若男女を問わず、自己研鑽・学習意欲のある人達がいつでも学べる教育環境の整備のため、図書館と併設でのまちなか設置。
- ④ 小松市の特徴の一つである“ものづくりのまち”をアピールし、企業集積を活かした産業観光や九谷焼等地域資源を活用した賑わい創出を図る上からも、産業観光の案内機能も兼ね備えた「産業展示館(物産館)」、「九谷焼美術館」等のまちなかでの設置。

⑤ 公共交通機関の利便性向上について

高齢社会、核家族化の進展、環境問題等社会環境の変化や高齢者にも優しい安全安心なまちづくりの観点からも、今後公共交通の利便性増進と維持・整備は都市政策・まちづくりの観点からも非常に大切な機能であり、現在実施中のシルバーパスポート実証実験事業を通じて路線・経由地の見直しや車輛の小型化による運行本数の増加、また、中心市街地での循環バスの運行等利便性増進による利用拡大対策の検討・実施。

- ⑥ 北陸新幹線の金沢開業に合わせ、小松を広くアピールするため2014年度(仮称)「航空・ものづくり産業博覧会」開催向け検討を行っているが、小松の都市戦略上の優位性である福井等近県からの利用者も多く、中心市街地にも近い小松空港を同博覧会の開催に照準を合わせ、鉄軌道または鉄軌道・路面走行併用で架線の要らない電車(バッテリーで走行)等、環境にも人にも都市にも優しい新都市交通システムでの連結、トランジットモール整備等、都市交通システム整備導入に向けての早急な検討開始。
- ⑦ 子育て支援施設の中心市街地又は駅周辺・小松大和内での設置。〔運営の民間委託等も含めて検討。〕
- ⑧ 賑わい創出の重要な要素である業務、昼間人口の増加に向け、中心市街地に幅広く企業立地を誘発・誘導するため、中心市街地に特化した企業立地支援制度の創設と、中心市街地への業務機能誘致に向けた市の姿勢を明確に示し、活発な民間投資を喚起する仕掛けも必要。
- ⑨ 第3の人生を小松で過ごして頂くため、農業体験・研修や九谷焼等伝統産業・工芸のものづくり実習体験・研修施設のまちなかでの整備・設置。
- ⑩ 自動車を使わない自転車利用の学生や高齢者の移動(交通)手段への対応・整備と「環境負荷の少ないまち・健康づくりのまち」をコンセプトに自転車専用道路・レーンの整備と駐輪場の整備、貸し自転車を借りられる場所・乗り捨て場所の整備や乗り捨て自由とする観光客向けも併せたシステムの整備導入。

Ⅲ. その他

中心市街地活性化、賑わい創出向け民間・団体等が独自に取り組む事業、研修等への積極的な支援・助成。

(3) 各事業主体における自己評価の実施について

国の基本方針では、基本計画の中において設定した目標指標を策定主体の市町村が毎年確認・検証しフォローアップを行い、掲載事業の進捗調査や事業促進などの改善措置を講じることとなっております。

計画期間が5年という比較的長い期間となり、また、昨年秋より米国のサブプライムローン問題に端を発した米国発の金融問題から、世界的規模で経済状況が悪化しており、厳しい経済情勢の中での活性化へ向けての取り組みとなりますが、この間の経済諸情勢の変化等に応じ、計画変更などが必要な場合には、速やかに再度確認を取る等の柔軟な対応を望みます。

2. おわりに

基本計画の推進に際しましては、関係者のみならず市民等各層の理解と協力を得て一体的な取り組みが求められることから、基本計画の内容や施策の周知をはじめ、市民・企業等のまちづくりへの参画を促進して頂きたいと思えます。

尚、本計画の策定、実施にあたっては、国の認定とともに、本市が将来に亘り南加賀地域の中核都市としての機能、役割を果たしていけるよう展望しながら、中心市街地の特性を十分に発揮できるものとなるよう最大限の努力をお願い致します。

また、本協議会においても、今後の活動の中で本計画の遂行にあたり必要な取り組みの研究や検討を進め、鋭意支援・協力していく所存であり、小松市におかれましても、これが中心市街地活性化のラストチャンスと受け止め、中心市街地活性化を実現するため本計画の認定後も、引き続き不退転の決意で計画を着実に実施することを強く要望致します。